**令和５年度　学校の部活動の在り方に関する方針**

一関市立舞川中学校

**１　基本方針**

1. 学校教育目標（「たくましい実行力のある生徒の育成」）の具現化のため、学校教育の一環として教育課程との関連を図りながら、生徒の自主的自発的活動を推進するとともに、合理的でかつ効率・効果的な部活動となるよう指導体制を構築する。
2. 生徒の発達段階や体力・運動能力を十分に考慮しながら、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
3. 部活動指導に係る教職員の長時間勤務を是正し、過重労働による健康障害の防止を図る。

**２　活動目標**

1. 異学年集団を形成して自主的自発的な活動をする中で、リーダー的な資質能力や望ましい人間関係を育成するとともに、適切な集団づくりにより暴力行為やいじめ等の発生を未然に防止する。
2. 部長会の指導を通して組織的な活動を推進し、目標設定や活動内容の明確化、中・長期的なスパンでの活動の振り返り等ＰＤＣＡサイクルによる活動を行うことで、生徒の自治的能力を伸長する。
3. 部活動を通して、生徒一人ひとりの個性を伸長し、自主性を育て、社会性の発達を図る。
4. 体力を向上させ、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うとともに、自らの技能や記録の向上に向けて努力しようとする意欲を喚起する。

**３　部活動指導改善の取組**

1. ４月下旬のＰＴＡ総会において、本方針を保護者に周知するとともに、ＨＰにより公表する。
2. ４月の部長会において、本方針を確認するとともに、各部の活動目標・活動内容・年間活動計画等を取りまとめる。
3. 年度初め（４月上旬）に、各部毎の教職員・育成会代表者・外部指導者の三者による「部活動連絡会」を開催し、本方針の確認と、本方針に則った年間活動支援計画を作成する。
4. 各部活動顧問は、毎月の活動計画及び活動実績を校長に報告する。
5. 校長は各部の活動状況を観察しながら把握するとともに、活動実績報告等から必要に応じて適宜指導・是正を行う。
6. 県スポーツ振興課との連携を継続し、スポーツ医・科学事業の食育・姿勢・走法・柔軟などトレーニング講習内容を日常の部活動に活かすよう努める。
7. 舞川地区体育協会と連携を図り、種目毎に練習会や練習試合を行い、生徒のスポーツへの意欲を高める機会を設定する。

**４　本校の部活動**

1. 種目

①常設　　男女：野球　　　男子：バレーボール　　　女子：バドミントン、ソフトテニス

②特設　　陸上（通信陸上）、駅伝（地区駅伝）

　　※部活動の設置等に関するルールについて、将来を見据え継続審議する（部活動加入推奨制、地域部活動制度等を含む）（ＰＴＡとの連携）

1. 活動時間と休養日

①活動時間

平日（登校日）：放課後１６時４０分まで（１６時４５分完全下校）※校長の許可により延長の場合有

　　　　　　　　　延長活動開始時から中総体前日まで　最大１７時４０分まで（１７時４５分完全下校）

　　　　　　　　　延長活動開始時から新人大会前日まで　最大１７時４０分まで（１７時４５分完全下校）

　　　　　　　　　※中総体前２週間と新人大会２週間前は、部活動時間を１５時３０分～１７時４０分とする。

（月～金まで短縮６時間授業とし、部活動の時間を保障する）

　休日（休業日）：３時間程度

②休養日

　平日（登校日）：原則毎週水曜日（１５時１５分完全下校）

　休日（休業日）：毎週日曜日（大会等でやむを得ず日曜日に活動した場合は近い時期の土曜日または祝日）

③部活動停止日

　学校閉庁日、定期テスト３日前（休日含む）

1. 部活動と育成会練習・地域部活動・スポ少活動

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 部　活　動 | 育成会練習・地域部活動・スポ少活動 |
| 活動時間 | 平日：原則１６時４０分まで  休日：原則　９時～１２時 | 平日の設定時間内  （２０時を超えない） |
| * + 活動時間は、平日２時間程度、休日（休業日）３時間程度を目処とする | |
| 指導者 | 学校の教職員・外部指導者・(部活動指導員) | 育成会会員（保護者）、社会人指導者 |
| 出場大会 | 中学校体育連盟主催の大会 | 協会主催等の大会等 |
| 保　険 | 日本スポーツ振興センター  岩手県学校安全互助会 | 岩手県ＰＴＡ連合会  スポーツ安全保険　等 |